

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五中学校
校長名 鴨狩 淳一 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等に則し、人権尊重の精神を基調として心身共に健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献する人間性豊かな生徒の基本的資質を養う。また、自己肯定感や自己実現の獲得的な要素と、人とのつながりや利他、社会貢献意識の協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づく教育活動を通してウェルビーイングを向上させる。

この教育目標を実現するために、次の生徒を育成する。

- ◎ 未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)
- 人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)
- 心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉 (体)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成【未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)】

特別な教育課程を編成し、基礎的・基本的な学力の定着をめざす。学習活動では幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたり学習する基盤が養われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題解決するための思考力、判断力、表現力、学びに向かう人間性を養う。

イ 豊かな心の育成【人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)】

自立した人生を他者と共によりよく生きることをめざし、人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、互いに尊重し調和と協調、協働して社会で生きる上で求められる規範意識を醸成する。また、よりよく生きる上で大切なことは何か、自分はどのように生きるべきか当事者意識をもって主体的に考え、自らの生き方を探求する力を養う。

ウ 健やかな体の育成【心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉 (体)】

「生きる力」を支える重要な体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い、健康を維持する食育を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を養う。

エ 不登校生徒への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、生徒、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた支援と誰一人取り残さない学びの保障を学校教育の使命として位置付け、夜間学級設置校及び不登校巡回指導拠点校としての役割を明確にし、巡回校等と共に不登校対策に全力で取り組む。

オ いじめ防止等の取組

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こるとの認識の下、いじめ防止対策推進法等を遵守し、教職員がいじめについて組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等と緊密な連携をとり、いじめ問題に正面から対峙して、これを解消する。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、障害の有無、年齢、国籍等に関わらず、次世代を担う全ての生徒の自立と社会参画をめざし、切れ目なく生徒の発達や教育的ニーズに応じた適切な指導と学習機会の充実を組織的に行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実

昼間部の小中一貫教育の成果と課題を共有し、夜間学級においても小学校の学びを活かせるよう学習指導を教職員の創意と工夫でこれまでの学び方をアップデートし、小中合同・一体の学習活動の取組や学校行事等を参考として活かし、夜間学級の教育活動の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 国語科を要とし、教科横断的な学びの視点を踏まえ、各教科等の特質に応じて生徒の対話を中心とした言語活動を充実させる。併せて、単元や題材等のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実装に向けた授業改善を全教科で実施し、自己肯定感等の醸成も踏まえた授業改善を行う。授業では、学びに向かう力の伸長を目指して全教科で板書に学習の達成目標を明示し、やさしい日本語による指導及び各教科等のねらいを深める場面や振り返りの場面においてペアによる対話、振り返りを行う。また、1人1台の学習用端末における授業支援ツールを学習が深まる場面で効果的に活用する。
- ② 教科書の例題レベルの問題を解くことができる学力の定着のため、授業開始前の日本語補習や個に応じた指導の充実を図る。また、国語科、社会科、数学科、理科、外国語科については、時間講師と連携して少人数指導もしくはチームティーチングを行い、生徒一人ひとりの学習達成状況に応じた学習支援等を行う。また、ドリル型学習用コンテンツを積極的に活用させるため、1人1台の学習用端末を持ち帰らせ、全学年で個別最適な学びの充実を図る。
- ③ 各教科で獲得した知識及び技能を活用して、思考力、判断力、表現力等を相互に関連付け、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたりする授業改善を行う。生徒主体の学習活動に重点を置き、教師のファシリテーターとしての質の高い授業及び生徒の学習習得を見取る単元テスト等のデータを活用し、指導と評価の一体化の観点から成果と課題を把握し、授業改善に努める。

イ 総合的な学習の時間

- ① 郷土学習に箒の学習会、お国自慢料理大会を位置付け、箒の学習会では地域の行事に参加し演奏発表を通して、自己肯定感や学ぶことを活かす喜びを味わわせる。お国自慢料理大会では、世界の食料事情や食文化、日本及び八王子市の食材についての学びを通して、日本と他国の文化の違いや八王子が紡いできた食文化等について、それぞれの良さを理解させることで、多様性を尊重し、共生社会の実現に貢献できる資質・能力を育む。
- ② 生徒それぞれのルーツを尊重し、郷土の文化や歴史、地理を再確認したり、学びをまとめて発表したりすることを通して郷土の自然や歴史や文化等に親しむ態度を育てる。

ウ 特別活動

- ① 生徒会活動、ミニ体育大会、集団宿泊的行事において、集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることを通して、互いの良さや可能性を発揮できる場を「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上に向けて意図的、計画的に設定する。
- ② 集団や社会の一員として、他者と協働しながら諸問題を解決しようとする態度を育てる。そのために、校外学習における探究的活動や学級でのグループ活動の活性化を図る。学級活動における活動については、他者と協働する集団活動の意義や活動を行う上で必要な考え方等を理解した上で、生徒が主体的にボトムアップで企画・提案・討議し、必要なプロセスを経て決定し、行動できる力を付けさせる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画を基に、日常の教育活動を通じて全教職員が人間としてよりよく生きるための道徳的価値について語ったり、話題に出したり、学びと関連付けたりして学校教育活動全体を通じた道徳教育を一層充実させる。また、別葉に道徳教育に係る内容項目を記載し、道徳的価値について教科横断的な学びについて教員間での共通理解を図る。
- ② 道徳科は重点内容項目を「自主、自律、自由と責任」、「思いやり、感謝」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊さ」、「よりよく生きる喜び」とし、情報モラルについても全学年で位置付ける。人間としてよりよく生きるとは何かを考え、議論する授業に改善し、道徳科を要として、道徳教育の補充・深化・統合を行う。

(3) キャリア教育

- ① 八王子市及びその他の地域から通学している生徒が、本校の地域の強みを自らの強みとして身に付けるため、生徒の特性やニーズ、体験学習等を踏まえて地域行事への参加やハローワークの講演、進路相談等を通して、生徒が主体的に自らのキャリア形成に向けて考えられるようキャリア教育全体計画を改善する。
- ② 「はちおうじっ子キャリア・パスポート 第五中学校版」を活用し、キャリア教育の場面で学習活動の内容を記録し、振り返ることを通して、新たな学習や生活への意欲につなげたり、考えたりする活動につなげる。特に「振り返る力」の成長に伴走するよう、指導に重点を置く。
- ③ 主体的な進路の選択と将来設計を描けるよう、生徒一人ひとりが目標をもって、自らの生き方や進路に関する適切な情報を1人1台の学習用端末を活用した探究活動、個別の高校訪問等の活用を通して、収集・整理し、自己の個性や興味・関心を活かした学習活動を行う。

(4) 特別支援教育

- ① 学齢や既卒状況、これまで自立に向けて取り組んできた成果と課題を踏まえ、対象生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるよう、学校生活支援シート及び個別指導計画（連携型個別指導計画）を家庭、夜間学級校内委員会、スクールソーシャルワーカー等と連携して作成し、夜間学級の役割の範囲で生徒一人ひとりに合った支援に結び付ける。
- ② 障害の有無、学齢、国籍等に関わらず、全ての生徒の学習機会が得られ、支援が充実したものとなるよう、個別の教育的ニーズに最も的確に応えるユニバーサルデザインを踏まえた指導方法の改善と支援体制の整備を行う。また、多様性を認め合うインクルーシブな教育の実現と生徒が自立し社会参画ができるよう夜間学級の特徴を生かした支援を行う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活のきまりは夜間学級の生徒が自らの学校生活を振り返り、改善案を夜間学級生徒会が中心となり見直し・検討できるよう支援を行う。また、生徒総会等の検討に必要なプロセスを経て、最終的には学校が責任をもって生活のきまりを決定する。
- ② 生徒がインターネット等を含む性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう「生命（いのち）の安全教育」を全学級で年1回以上実施する。指導する際は、「『生命（いのち）の安全教育』指導資料の手引き」を活用し、性暴力についての誤った認識を正し、性暴力の及ぼす影響を正しく理解させ、生命を大切にし、自他を尊重する態度等を育む。

イ いじめ防止等の取組

- ① 常設の学校いじめ対策委員会を週1回実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また、週1回の情報共有・いじめ対応の時間では、生徒の状況や対応記録の作成など教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- ② 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について校内研修会や定期の共通理解を図る。併せて、保護者と協力し、相談できる大人がいない生徒0人をめざす。
- ③ 6月に八王子市いのちの大切さを共に考える日として設定し、夜間学級の全校集会での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取組を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 八王子市不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、不登校生徒の実態、支援ニーズを保護者サロン等で把握し、社会的自立に向けて夜間学級の特性を活かした既卒等の不登校経験者の広域的な受け入れを可能な限り実施する。
- ② 不登校巡回拠点校として不登校巡回指導教員と連携し、拠点校及び巡回校における既卒生徒の夜間学級受け入れ態勢を整え、円滑に不登校経験既卒生で、学び直しを希望する生徒の受け入れを行う。
- ③ 教育相談主任が核となり昼間部における「教育相談委員会」を月2回常設開催し、「個票システム」を活用して夜間学級において外部機関に接続する必要がある対応について協議し、適切、円滑な接続、役割分担や各機関の強みを活かした対応を重層的に行い、組織的に課題解決を図る。また、八王子市外から通う夜間学級の生徒については、八王子市教育委員会等と連携した対応を行う。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」の結果を分析し、生徒一人ひとりに応じた学習課題を学級担任及び教科教員が把握する。小学校第5学年段階までの学習内容の定着をめざし、補習教室等に学習内容の基礎データとして指導や支援に活かす。

(7) 特色ある教育活動

ア 異年齢かつ多国籍の学齢を超えた生徒たちが学ぶ学校としての教育活動

- （取組1）各教科において、自分の国の歴史や文化について発表する活動を行う。
- （取組2）生徒一人ひとりのさまざまな学習歴やそれぞれの資質・能力を活かした学び合い活動を行う。
- （取組3）多様性を受け入れ、尊重し、それを発信する活動を行う。
- （取組4）国籍や世代の差による多様な倫理観をもとに議論する道徳授業を展開する。

イ その他

- ① 全教員が交互に講師を務め、始業前の時間を活用して、今日的な教育課題、夜間学級特有の題材、生活指導、ICT教育等を扱う教員研修を年10回以上行う。全教員に最低1回は講師を担当させる。
- ② 「情報活用能力系統表」を活用し、夜間学級の生徒一人ひとりの習得状況に応じたICT活用に関する資質・能力の育成をめざす。
- ③ 地域主催の活動や催し等を校内掲示板や1人1台の学習用端末により周知する。併せて、生徒及び保護者から地域の活動等の参加状況の報告を受ける通知を配布し、報告を受けた活動等については2学期の通知表に記載する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	18	22	13	1	19	21	19	19	15	18	18	199
2	18	18	22	13	1	19	21	19	19	15	18	18	201
3	18	18	22	13	1	19	21	19	19	15	18	15	198
備考	○第1学年は入級式が4月8日のため2日減。 ○第3学年は卒業式が3月19日のため3日減。 ○都民の日10月1日(木)は授業日とする。 ○夏季休業日は7月21日(火)から8月30日(日)までとする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は40分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国 語		145	145	143
	社 会		72	72	70
	数 学		109	109	107
	理 科		72	72	70
	音 楽		37	37	36
	美 術		37	37	36
	保 健 体 育		72	72	70
	技 術 ・ 家 庭		37	37	36
	外 国 語 （ 英 語 ）		109	109	107
	小 計		690	690	675
特別の教科 道徳			12	12	12
総合的な学習の時間			12	12	12
特別活動(学級活動)			11	11	11
総 計			725	725	710

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	5	5	5
学校行事	46	47	52
学級・学年裁量の時間	1	1	1

イ 1単位時間

○夜間学級の実態を考慮し、授業の1単位時間は40分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

○6月5日（金）校外学習は全学年2時間増。

○10月15日（木）、16日（金）移動教室は全学年4時間増。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

オ 授業時数に位置付けない教育活動

○授業前に日本語補充のための30分間の補習を年間137回程度実施する。

○長期休業中に学力補充及び日本語補充のための40分間の補習を1日3時間、計5日程度実施する。

カ その他